

大阪高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 減額更正処分の義務付け等請求控訴事件
国側当事者・国（和歌山税務署長）

平成26年12月26日棄却・上告・上告受理申立

（第一審・和歌山地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年7月4日判決、本資料264号－119・順号12500）

判 決

控訴人（第1審原告）	甲
同訴訟代理人弁護士	九鬼 周平
同	田中 昭彦
同	遠藤 桂介
同	藤田 隼輝
同	上岡 美穂
被控訴人（第1審被告）	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	和歌山税務署長
	岡本 一郎
同指定代理人	堀田 喜公衣
同	小銭 慎司
同	徳山 健一
同	浅井 伸一
同	福岡 賢一

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 主位的請求

和歌山税務署長は、平成20年8月1日に控訴人が和歌山税務署長に対してした平成19年10月1日相続開始に係る相続税について、納付税額を66万3700円とする更正処分をせよ。

3 予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、4771万2900円及びうち501万3300円については平成20年8月2日から、2000万円については同年10月1日から、300万円については同年11月11日から、700万円については同年11月27日から、43万4200円については平成21年2月3日から、1200万円については同年2月25日から、26万5400円に

については同年8月1日から、それぞれ支払済みまで、平成20年1月1日から同年12月31日までは年4.7%、平成21年1月1日から同年12月31日までは年4.5%、平成22年1月1日から平成25年12月31日までは年4.3%、平成26年1月1日から同年12月31日までは年1.9%の各割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、控訴人が、貸金業を営んでいた乙（以下「乙」という。）を相続し、その相続に係る相続税の申告（以下「本件申告」という。）をしたところ、本件申告において相続財産として計上した貸付金の一部が、借主の詐欺によるものであり、回収することができないものであったとして、被控訴人に対し、①主位的に、行政事件訴訟法37条の2第1項の非申請型の義務付けの訴えとして、和歌山税務署長に対して更正処分をすることを求め、②予備的に、本件申告が錯誤によって無効であると主張して、国税通則法（以下「通則法」という。）56条1項に基づく過誤納金支払請求として、納付すべき相続税額を超えて納付した相続税及び利子税、延滞税の合計4771万2900円及びこれに対する各納付日の翌日から支払済みまで通則法58条1項1号所定の還付加算金の支払を求めた事案である。なお、通則法23条1項（平成23年12月2日法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）所定の更正の請求をすることができる期間は経過している。

原審は、主位的請求に係る訴えは不適法であるとして却下し、予備的請求は理由がないとして棄却したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

控訴人は、当審において、予備的請求のうち還付加算金の請求について、請求を減縮した。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか、又は後掲の証拠（枝番号があるものは枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により認めることができる事実）

原判決3頁6行目から5頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 争点

原判決5頁4行目から8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- 3 争点に関する当事者の主張

- (1) 訴え提起の適法性（争点(1)）について

（控訴人の主張）

ア 下記イのとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決5頁12行目から7頁13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における控訴人の補充主張

（ア）最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁（以下「最高裁昭和39年判決」という。）は、「所得税法が申告納税制度を採用し、確定申告書記載事項の過誤の是正につき特別の規定を設けた所以は、所得税の課税標準等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限る建前とすることが、租税債務を可及的速やかに確定せしむべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過当な不利益を強いる虞れがないと認めたからにほかならない。」と判示している。上記判示は、申告納税制度について、最も事情に通じている納税義務者が、必要な期間内に十分に検討をした後に申告する建前となっているから、申告の誤りについては納税義務者が責任を負うべきであることを前提としている。

ところが、控訴人は、丙による詐欺という犯罪行為の被害者であり、被害に遭った当時、

丙に対する貸付金の回収が不可能であるから相続財産に組み入れるべきでないという本件特有の事情を全く認識しておらず、認識することもできなかったから、最高裁昭和39年判決が判示する最も事情に通じている者ではない。

(イ) 行政事件訴訟法の趣旨からすると、納税義務者が税務署長に対して更正の請求をすることができる地位にあるかどうかにかかわらず、行政活動の適法性の確保を実現する必要がある。実体的真実に合致しない違法な課税が行われている場合において、職権により更正をすることは、憲法及び税法上要請される課税庁の義務である。本件においては、更正の請求をすることができる期間が経過したことについて控訴人に過失はない。

(ウ) したがって、本件においては、義務付けの訴えが認められるべきであり、更正請求の排他性を根拠に減額更正処分義務付けを求める訴えが補充性の要件を欠く不適法なものであるとした原判決の判断には誤りがある。

(被控訴人の主張)

原判決7頁15行目から9頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 和歌山税務署長は、本件申告に関し、減額更正処分をすべきか(争点(2))について

(控訴人の主張)

原判決9頁7行目から12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(被控訴人の主張)

控訴人の主張は争う。

(3) 過誤納金支払請求の可否(争点(3))について

(控訴人の主張)

ア 下記イのとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決9頁17行目から10頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

イ 当審における控訴人の補充主張

(ア) 重大性について

控訴人が錯誤によって申告した貸付金額は3億0155万3563円であり、このうち丙に対する債権の金額は元金が1億8147万円、利息が4748万2123円の合計2億2895万2123円であり、申告した貸付金額の75.9%を占めている。控訴人は、本件申告により、相続税として4767万7000円、利子税として26万5400円、延滞税として43万4200円の合計4837万6600円を納付したが、丙に対する債権を相続財産に計上しなければ、納付すべき税額は66万3700円であった。したがって、控訴人の錯誤は重大である。

(イ) 明白性について

最高裁昭和39年判決の判示によると、申告書の記載内容の錯誤が「客観的に明白」であるかどうかは、申告書の記載内容を含むすべての客観的事実(申告後の税務調査や裁判において、疑いをさしはさまない程度に事実を断定することが可能かどうかも含む。)から具体的に判断すべきである。また、申告書の記載内容の誤りが明白であれば、直ちに課税庁による是正の指導が行われることからすると、申告書の記載内容の誤りが明白であるかどうかは、申告時ではなく、訴訟における客観的事実の有無の判断基準時である口頭弁論終結時が基準時とされるべきである。

控訴人は、本件申告当時、丙に返済の意思と能力があるものと認識していたが、客観的

には丙には返済の意思も能力もなかったから、控訴人の丙に対する貸付けは錯誤により無効である。控訴人提出の証拠（前提事実(2)オの刑事事件の記録の写し）によると、本件申告当時、控訴人に錯誤があったことは、和歌山税務署長のみならず、誰にとっても明白である。

これに対し、原判決は、控訴人の事情について、申告書の記載内容から外形上、客観的に明白であるものではなく、和歌山税務署長が本件申告の際に認識できる事情でもないことから、客観的に錯誤が明白であるということはできないと判示するが、過誤納金が発生する場合に、申告書の記載それ自体から錯誤の存在が判明することはあり得ない。また、他の裁判例をみても、申告書の記載内容のみから錯誤が客観的に明白であるかどうかを判断しているものではない。

（被控訴人の主張）

原判決10頁9行目から11頁2行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、主位的請求に係る訴えは不適法であり、予備的請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決11頁4行目から12頁26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決11頁5行目から16行目までを次のとおり改める。

「(1) 義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる（行政事件訴訟法37条の2第1項）ところ、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大であるときは、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正すべき旨の請求をすることができる（通則法23条1項1号）。

そうすると、税務署長に対して申告書の提出により納付すべき税額が過大であることを理由として更正処分をする旨を命ずることを求める訴えについては、上記更正処分がされないことによる損害を避けるための適当な方法として、税務署長に対して更正の請求をするという方法があるから、行政事件訴訟法37条の2第1項所定の「他に適当な方法がないとき」の要件（補充性の要件）を欠く不適法な訴えであるというべきである。」

- (2) 原判決11頁18行目の「更正請求を」の次に「することができる期間を」を加える。
- (3) 原判決11頁19行目の「更正の請求期間が経過した場合には」を「法定申告期限から1年が経過した後は」と改める。
- (4) 原判決11頁22行目の「納税義務者自身が」から23行目の「過誤は、」までを「納税申告書に記載した納付すべき税額が過大であるという過誤は、」と改める。
- (5) 原判決11頁25行目の「そこで、」から12頁2行目の末尾までを「したがって、納税義務者が、更正の請求をすることができる期間が経過した後に、税務署長に対して、納税申告書に記載した納付すべき税額が過大であることを理由に更正処分をするを求めた場合において、税務署長が当該請求に基づいて更正処分をしなければならないとすることは、法律が特に定めた納税申告書の記載事項の過誤の是正方法である更正請求によっては是正しなければならないとした上で、更正の請求をすることができる期間を限定している通則法23条1項の趣

旨に整合しないものというべきである。」と改める。

(6) 原判決 12 頁 4 行目から 5 行目にかけての「事情があるものの、本件の和歌山税務署長に対して減額更正を命ずる訴えは、」を「事情があるとしても、本件の和歌山税務署長に対して減額更正を命ずることを求める訴えは、」と改める。

(7) 原判決 12 頁 6 行目の「相当である。」の後に、「これに反する控訴人の主張を採用することはできない。」を加える。

(8) 原判決 12 頁 21 行目から 24 行目までを次のとおり改める。

「しかし、丙に返済の意思も能力もないにもかかわらず、これがあるものと控訴人が誤信していたかどうかは、丙の収入、資力、借入れの動機、借入金の使途などの諸事情を総合的に考慮して明らかになるものであるから、本件申告当時、丙に対する貸付けについて回収可能性がないにもかかわらず回収可能性があるものと控訴人が誤信していたことが、外形上客観的に明白であったということはできない。」

(9) 原判決 12 頁 25 行目から 26 行目にかけての「したがって、原告が主張する事情によっては、上記特段の事情は認められない。」を、「したがって、本件においては、控訴人が錯誤に陥っていたとしても、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるということとはできないから、控訴人が本件申告の申告書（甲 4）の記載内容の錯誤を主張して、過誤納金の支払請求をすることはできないというべきである。これに反する控訴人の主張を採用することはできない。」と改める。

2 結論

よって、控訴人の請求は、理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第 14 民事部

裁判長裁判官 森 義之

裁判官 龍見 昇

裁判官 金地 香枝